

外国人農業支援人材の活用について

参考 1

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

適正受入管理協議会

関係自治体

内閣府地方創生推進事務局、地方入国管理局
都道府県労働局、地方農政局

連携

- ・定期報告
- ・重大問題発生時
には速やかに報告

- ・特定機関の基準
適合性の確認
- ・巡回指導、監査

派遣先農業経営体の要件

- ・一定期間以上の雇用経験 又は
労働者派遣事業に係る講習の受講
- ・労働時間等への適切な配慮
- ・欠格要件の非該当
(法令違反、暴力団など) 等

・現地調査

・苦情
相談

◆ 特定機関の基準【政令】

指針に即した措置の実施／経済的基礎／
事業実績又は人的構成／欠格要件の
非該当(法令違反、暴力団など)

- ・定期報告
- ・重大問題発生時
には速やかに報告

特定機関
(受入企業)

派遣先農業経営体
(農業経営を行う個人又は法人)

労働者
派遣契約

○ 帰国担保措置

外国人農業支援人材がやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、特定機関が当該旅費を負担

○ 雇用の継続が不可能となった場合の措置

本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

雇用契約

- ・派遣労働者としてフルタイム雇用
- ・日本人と同等額以上の報酬額
- ・農業支援活動は通算3年まで
- ・保証金の徴収等の禁止
- ・必要な研修の実施 等

・苦情
相談

作業
指示

農業
支援
活動

◆ 農業支援活動の作業範囲【政令】

農作業／農畜産物を原材料とした
製造・加工の作業／
農業に付随する作業(農畜産物の生産
に伴う副産物を使用する製造・加工、
農畜産物等の運搬、陳列、販売)

◆ 農業支援を行う外国人の要件【政令】

満18歳以上／1年以上の実務経験／
農業支援活動に必要な知識・技能／
農業支援活動に必要な日本語能力

外国人農業支援人材